

東京家政大学共同研究及び受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東京家政大学（以下「本学」という。）において、民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）から研究経費又は研究員を受け入れて行われる共同研究及び受託研究（以下「共同研究等」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共同研究 本学において民間機関等から研究経費又は研究員を受け入れて、本学の教員が当該民間機関等の研究員と共通の課題について共同して行う研究
- (2) 受託研究 本学において民間機関等からの委託を受けて、本学の教員が当該民間機関等（委託者）の負担する経費により行う研究
- (3) 共同研究員 民間機関等において現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま本学に派遣される者

(共同研究等の手続き及び決定)

第3条 共同研究等の実施を希望する研究担当者である本学教員（以下「研究担当教員」という。）は、所属長の同意を得て共同研究等実施申請書（様式1）、共同研究員調書（様式2、該当がないときは不要）に共同研究等契約書案を付して、ヒューマンライフ支援機構産学連携推進グループ長に提出する。

- 2 産学連携推進グループ長は前条の申請を受け、特に必要と認めるときは産学官連携推進会議を招集し、その意見を徴することができる。
- 3 産学連携推進グループ長は当該共同研究等を受け入れることが適当と判断したときは、その旨を学長に報告し、理事長がその実施について決定する。

(契約の締結)

第4条 理事長は前条第3項により共同研究等の受入を決定したときは、当該民間機関等と共同研究等の契約を締結する。

- 2 学長は、契約が締結されたときは、その旨を当該研究担当教員及び教員の所属長に通知するものとする。

(共同研究等に要する経費)

第5条 本学は、共同研究等の必要に応じて、民間機関等から、共同研究等に要する経費（以下「共同研究等経費」という。）を受け入れることができる。

2 本学は、間接経費（研究の実施の管理に使用する経費）として共同研究等経費の10%に相当する額を徴収する。ただし、個別の共同研究等契約により、間接経費を増額、減額、又は徴収しないことができる。

(共同研究員の責務)

第6条 共同研究員は、本学の学則を遵守するとともに、研究担当教員及び当該教員の所属長等の指示に従わなければならない。

(施設・設備等の使用)

第7条 共同研究等の実施に当たっては、本学の教育研究に支障のない範囲で、施設管理責任者の承認を得て、研究上必要な施設・設備等を使用することができる。ただし、施設・設備等を本学の許可なく移動又は改造してはならない。

2 本学は、共同研究等において、通常の使用料を大幅に超える施設管理費（光熱水費、電話料等）が発生した場合には、これに相当する経費を研究担当教員に請求することができる。

(設備・備品の帰属)

第8条 共同研究等経費により取得した設備・備品は、本学に帰属する。

2 民間機関等から共同研究等の実施にあたり、共同研究等経費とは別に提供された設備・備品については直ちに物品寄贈手続きを行うものとする。

(共同研究等の中止)

第9条 共同研究等の実施過程において、特別の理由により、共同研究等を中止する必要がある場合には、研究担当教員は速やかに産学連携推進グループ長に報告するものとする。

(共同研究等の完了報告)

第10条 共同研究等が完了した場合、研究担当教員は共同研究等完了報告書（様式3）を速やかに作成して産学連携推進グループ長に提出し、学長はこれを全学運営会議及び理事会に報告する。ただし、個別の共同研究等契約により別の様式により報告がなされる場合は当該報告の写をもって代える。

(共同研究等の成果)

第 11 条 共同研究等にかかわる成果の知的財産にかかる権利の帰属は、原則として本学と共同研究等を実施する民間機関等の共有とし持分は均等とする。ただし、共同研究等契約により、別段の定めをすることができる。

(研究成果の公表)

第 12 条 研究成果は、公表することを原則とするが、時期及び方法、内容については研究担当教員と共同研究等を実施する民間機関等との協議の上、決定する。

(協 議)

第 13 条 この規程に定めのない事項については、本学と共同研究等を実施する民間機関等が誠意をもって協議し、決定する。

(規程の改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、産学官連携推進会議及び全学運営会議の議を経て、学長が決定する。

(補足)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、共同研究等に関し、その他必要な事項は別に定める。

2 この規程は、短期大学部に準用する。

附則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正された規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。